

香川県条例第17号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有することについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>4 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、前3項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> | <p>(制限の緩和)</p> <p>第23条 興行場等の用途に供する建築物で、特定行政庁がその用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、この節（第13条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 興行場等の用途に供する建築物（主要構造部が準耐火構造であるもの若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。次項において同じ。）の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。</p> <p>3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有することについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。</p> |

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。